

【令和5年度】（第3回目）

新潟県介護サービス提供体制緊急時確保事業費補助金の募集について

1 事業の内容

新型コロナウイルスの感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下、「事業所・施設等」という。）における介護サービス継続に必要なかかり増し経費を支援します。

2 補助対象の介護サービス事業所・施設等及び補助対象経費

令和5年度新潟県介護サービス提供体制緊急時確保事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別添1に記載のとおりです。

※ 交付要綱等は県ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kakarimashi2023.html>

3 補助金申請の流れ（○：申請者 ◆：県）

○ 県へ補助金交付申請します。

◆ 申請内容を審査し、申請者に交付又は不交付決定します。

○ 県へ実績報告します。

◆ 実績報告の内容を審査し、適正と認められた場合に補助金の額を確定し、申請者に補助金を支払います。

※ 上記の流れの他、変更交付申請などの手続きが必要となる場合がありますので、交付要綱等を確認してください。なお、変更交付申請等の手続きが必要となる場合は、県の担当者へ連絡の上、提出方法等の説明を受けてください。

4 交付申請書等の作成

交付申請等の手引きに記載のとおりです。

5 交付申請書等の提出方法

下記に記載の URL より新潟県電子申請システムにアクセスし、交付申請書等を提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8062

6 申請期限

発生日が令和5年5月8日から令和5年7月31日の間である事業所・施設等で生じたかかり増し経費のうち、基準期間内に支払いが完了しているかかり増し経費を、下記の申請期限までに新潟県電子申請システムで申請してください。

第3回申請期限

- 基準期間：令和5年5月8日～令和5年9月30日
(上記基準期間内に支払いが完了しているかかり増し経費を申請)
 - 申請期限：令和5年11月17日まで
- ※ 申請期限の厳守をお願いします。(申請期限を過ぎたものについては、受け付けることができませんのでご注意ください。)

【参考】今後の予定

第4回申請期限(予定)

- 通知予定：令和5年11月下旬
 - 申請対象：発生日が令和5年8月1日から令和5年9月30日の間である事業所・施設等で生じたかかり増し経費のうち、基準期間内に支払いが完了しているかかり増し経費
 - 基準期間：令和5年8月1日～令和5年9月30日
(上記基準期間内に支払いが完了したかかり増し経費を申請)
 - 申請期限：令和5年12月22日まで
- ※ 予算の状況を考慮しながら、第4回以降の申請について通知及び受付を行います。

7 留意事項

- 本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で順次交付決定を行います。申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承ください。
- 申請期限を過ぎたものについては、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 交付申請等の内容に虚偽記載があった場合は、補助金返還となる場合があります。

<問合せ先>

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係

電話：025-280-5272(直通) メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※メールでのお問い合わせは、件名の先頭に必ず「【かかり増し補助】と記載してください。